

指 示

平成24年8月10日

栃木県知事

福田 富一 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年8月9日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 栃木県宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 栃木県鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県日光市及び那須塩原市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 栃木県足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町及び高根沢町において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 5. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、那須塩原市、益子町及び那珂川町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 6. 栃木県日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 7. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 8. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那須町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 9. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしようと（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 10. 栃木県日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 栃木県大田原市、矢板市、市貝町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 12. 栃木県鹿沼市及び大田原市において産出されたわらび（野生のものに限

る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

1 3．栃木県鹿沼市及び大田原市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

1 4．栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

1 5．大芦川（支流を含む。）、武茂川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。）において採捕されたうぐい（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

1 6．栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

1 7．貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

1 8．貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

1 9．貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成24年8月9日

栃木県知事

福田 富一 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年8月7日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 栃木県宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 栃木県鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 栃木県日光市及び那須塩原市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 栃木県足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町及び高根沢町において産出されたくりたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 5. 栃木県鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、那須塩原市、益子町及び那珂川町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 6. 栃木県日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市及び那須町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 7. 栃木県大田原市、那須塩原市及び那須町において産出されたくさそてつ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 8. 栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那須町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 9. 栃木県宇都宮市、日光市、大田原市及び那須塩原市において産出されたさんしようと（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 10. 栃木県日光市及び那須町において産出されたぜんまい（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
11. 栃木県大田原市、矢板市、市貝町及び那須町において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
 12. 栃木県鹿沼市及び大田原市において産出されたわらび（野生のものに限

る。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

1 3．栃木県鹿沼市及び大田原市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

1 4．栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

1 5．大芦川（支流を含む。）、武茂川（支流を含む。）及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流（支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。）において採捕されたうぐい（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

1 6．貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

1 7．貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

1 8．貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。